

議案第19号

東京都板橋区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月13日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
(令和6年板橋区条例第66号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

付則第2項中「で定める規定」を「に定める基準」に改め、「令和8
年3月31日」の次に「(次項において「経過措置期限」という。)」
を加える。

付則中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 区は、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、創意と
工夫を行ってもなおこの条例に定める基準を満たす職員の確保が著し
く困難な事情がある場合であって、職員の確保に係る計画を策定した
ときは、条例で定めるところにより、経過措置期限を延長することが
できる。この場合においては、延長後の経過措置期限は、この条例の
施行の日から起算して4年を超えることができない。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

栄養士法の改正に伴い、栄養士等の配置を求める規定に管理栄養士を
加え、職員の数及び夜間の職員体制に係る経過措置期限を延長すること
を可能とする規定を加えるほか、所要の規定整備をする必要がある。